

1. 囲いわなについて

鳥獣保護法において法定猟具として認められている「わな」には、くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわなの4種類がある。このうち、囲いわなは、杭や柵により上面(天井部)を除く外周を囲い込み、出入り口より動物が進入した時にこれを閉鎖することによって、動物を捕獲する構造をもつ猟具である。囲いわなである条件は、上面が開放的なことにあり、わなの上面の水平面の半分以上が金網などで囲われた構造のわなは、はこわなとして扱われる。

囲いわなは、上面が開鎖されていないことから、構造的に大型化することが容易であり、はこわなと比較して面積の広いものが多く作られている。また、農林業の事業者が被害を防止する目的で、事業地内で囲いわなを捕獲する行為については、一定の条件を満たすことにより狩猟免許を取得しなくても捕獲が可能とされている。

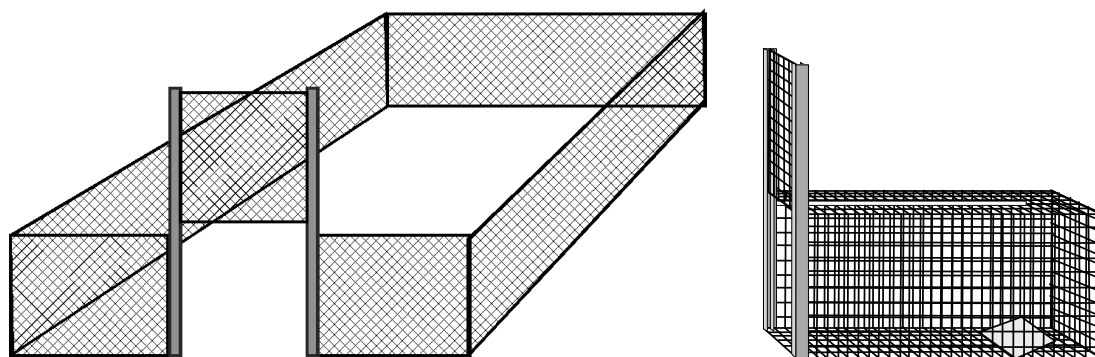


図 わなの基本構造例(左図：囲いわな・右図：はこわな)

近年、シカの生息数の増加とともに農作物の食害や森林被害などが拡大している。その一方、狩猟者免許取得者の数は、第一種銃猟免許所持者を中心に減少しつつあり、シカの個体数管理を目的とした捕獲の担い手の不足が問題視されている。

銃器による捕獲や、囲いわなをはじめとした、さまざまな種類のわなによる捕獲方法は、それぞれが長所と短所を併せ持つものである。囲いわなは、ホームセンターなどで購入できる身近な材料を部品として組み立てることが可能で、既製品に頼らない自由な設計をすることができる。その一方で、設計や資材の選択を誤ると、捕獲したシカにわなが破壊され、逃走を許してしまうなどのリスクも抱えた捕獲方法であることに留意すべきである。

このマニュアルでは、シカの捕獲の実施者またはその指導者を対象に、囲いわなによる誘引捕獲の実際を説明し、捕獲方法を選択する際の参考資料とするとともに、囲いわなを導入する際の留意事項を示すようにした。

2. このマニュアルで扱う囲いわなについて

囲いわなは、構造が比較的単純で、大型化することも可能であることから、シカの個体数を低減するための手段として各地で導入されている。既製品として販売されているものも多く、良好な捕獲成績を得ているものも少なくない。しかし、既製品では構造が強固であるものの資材の重量やコスト面で現場のニーズに合わないものもある。

資材の運搬に労力を要する山地などにおける設置の利便性が良く、入手しやすい材料で組み立てることができる囲いわなとして、EN-TRAP（遠藤ら、2000）が開発され、その改良型が四国でも運用されている。野生鳥獣対策四国連携協議会でも EN-TRAP を基本構造とした2種類の囲いわなを製作し、2010年度および2011年度において捕獲実験を行った。

本マニュアルではその実験結果に基づき、中型囲いわなおよび大型囲いわなの構造と設置時における留意事項をまとめた。

囲いわなの基本的な構造を図1~2に示した。囲いわなは、わなの中央部にシカが進入して赤外線センサーが感知すると、土嚢を引き上げていたロープを固定しているトリガーが外れ、土嚢が落下するとともに、その重量により地上部に巻き下ろしたネットが引き上げられる構造である。



図1 四国連携事業 中型囲いわな（引き上げゲート式・赤外線トリガー型）



図2 四国連携事業 大型囲いわな（引き上げゲート式・トリガー未設置・デコイ設置）
デコイについては別項を参照のこと

本事業で試験を行った囲いわなでは、引き上げゲート式、落下式（ネット・落とし扉）を用いた。本マニュアルの作業工程では引き上げゲート式を主に扱ったが、落下式のゲートも基本的には構造は類似したものである。

トリガーには板バネ式ねずみ取り、赤外線センサーとソレノイド（電磁石）を組み合わせたものなどを用いたが、電子機器を用いたものは、やや複雑な作業工程を含むことから参考資料としてふれる程度にした。